

平成 29 年第 5 回玉城町議会定例会会議録（第 4 号）

- 1 招集年月日 平成 29 年 9 月 1 2 日（火）
2 招集の場所 玉城町議会本会議場
3 開 議 平成 29 年 9 月 2 1 日（木）（午前 9 時 00 分）
4 出席議員 （1 2 名）
2 番 山口 和宏 3 番 竹内 正毅 4 番 中西 友子
5 番 前川さおり 6 番 小林 豊 7 番 井上 容子
8 番 北川 雅紀 9 番 北 守 1 0 番 坪井 信義
1 1 番 中瀬 信之 1 2 番 中瀬 信之 1 3 番 奥川 直人
5 欠席議員 1 番 中村 長男

6 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	小林 一雄	教 育 長	田間 宏紀
会計管理者	藤川 健	総合戦略課長	林 裕紀	総 務 課 長	中村 元紀
税務住民課長	北岡 明	生活福祉課長	西野 公啓	産業振興課長	中世古憲司
建 設 課 長	東 博明	教育事務局長	中西 元	上下水道課長	中西 豊
病院老健事務局長	田村 優				

7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 上村 文彦

8 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 議案第 4 2 号 平成 2 8 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について
第 3 議案第 4 3 号 平成 2 8 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第 4 議案第 4 4 号 平成 2 8 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
第 5 議案第 4 5 号 平成 2 8 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第 6 議案第 4 6 号 平成 2 8 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につい
て
第 7 議案第 4 7 号 平成 2 8 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第 8 議案第 4 8 号 平成 2 8 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第 9 議案第 4 9 号 平成 2 8 年度玉城町病院事業会計決算の認定について
第 1 0 議案第 5 0 号 平成 2 8 年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

- 第 1 1 議案第 5 1 号 平成 2 8 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について
- 第 1 2 議案第 5 2 号 平成 2 8 年度玉城町下水道事業会計決算の認定について
- 第 1 3 議案第 5 3 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第 1 4 議案第 5 4 号 玉城町営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について
- 第 1 5 議案第 5 5 号 平成 2 9 年度玉城町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 6 議案第 5 6 号 平成 2 9 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 7 議案第 5 7 号 平成 2 9 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 8 議案第 5 8 号 平成 2 9 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 1 9 議案第 5 9 号 平成 2 9 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 2 0 請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願
- 第 2 1 請願第 2 号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願
- 第 2 2 請願第 3 号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願
- 第 2 3 請願第 4 号 防災対策の充実を求める請願
- 第 2 4 発議第 4 号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について
- 第 2 5 発議第 5 号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について
- 第 2 6 発議第 6 号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について
- 第 2 7 発議第 7 号 防災対策の充実を求める意見書の提出について
- 第 2 8 発議第 8 号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について
- 第 2 9 辞職第 1 号 議長辞職の件
- 第 3 0 選挙第 1 号 議長の選挙
- 第 3 1 辞職第 2 号 副議長辞職の件
- 第 3 2 選挙第 2 号 副議長の選挙
- 第 3 3 選任第 1 号 常任委員会委員の選任

- 第34 選任第 2号 議会運営委員会委員の選任
- 第35 選挙第 3号 伊勢広域環境組合議会議員の選挙
- 第36 選挙第 4号 わたらい老人福祉施設組合議会議員の選挙
- 第37 議案第60号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第38 指定第 1号 議員の議席の指定変更
- 第39 発議第 9号 閉会中の継続審査の申し出について

開 会 (午前9時00分)

開議の宣告

- 議長(中瀬 信之) ただ今の出席議員数は12名で、定足数に達しております。
よって、平成29年第5回玉城町議会定例会第4日目の会議を開会いたします。
本日の議事日程は、お手許に配布のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(中瀬 信之) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において
5番 前川 さおり 君 6番 小林 豊 君
の2名を指名いたします。

◎日程第2 討論・採決

- 議長(中瀬 信之) 次に、日程第2 議案第42号 平成28年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、ないし、日程第12 議案第52号 平成28年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題といたします。
ただ今、一括議題となりました各議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。これより予算決算常任委員会の委員長報告を求めます。予算決算常任会委員長 山口和宏君
- 予算決算常任委員長(山口 和宏) 議長から、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、ただ今、議案となっております各議案の審査結果をご報告いたします。
去る、9月14日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第42号 平成28年度 玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、以下11件の議案審査を9月15日午前9時20分から、第1委員会室において町長、副町長および教育長、並びに関係職員の出席と、議長同席のもとに11名の委員により審査を行いました。その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、議案につきまして審査結果の報

告をします。

議案第 42 号 平成 28 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定については、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 43 号 平成 28 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 44 号 平成 28 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 45 号 平成 28 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 46 号 平成 28 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 47 号 平成 28 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 48 号 平成 28 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 49 号 平成 28 年度玉城町病院事業会計決算の認定については、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 50 号 平成 28 年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、質疑、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 51 号 平成 28 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定については、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

次に、議案第 52 号 平成 28 年度玉城町下水道事業会計決算の認定については、質疑、

討論はなく、採決の結果「挙手全員」で原案のとおり認定されました。

以上が、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告とします。

○議長（中瀬 信之）以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

予算決算常任会委員長の報告に対する質疑は省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員長の報告に対する質疑を省略いたします。

これから、議案ごとに討論、採決を行います。

はじめに、議案第 42 号 平成 28 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで討論を終ります。

これから、議案第 42 号 平成 28 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手全員です。

したがって、議案第 42 号 平成 28 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告の通り認定されました。

次に、議案第 43 号 平成 28 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで討論を終ります。

これから、議案第 43 号 平成 28 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手全員です。

したがって、議案第 43 号 平成 28 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告の通り認定されました。

次に、議案第 44 号 平成 28 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで討論を終ります。

これから、議案第 44 号 平成 28 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 44 号 平成 28 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告の通り認定されました。

次に、議案第 45 号 平成 28 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで討論を終ります。

これから、議案第 45 号 平成 28 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 45 号 平成 28 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告の通り認定されました。

次に、議案第 46 号 平成 28 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認

定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 46 号 平成 28 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 46 号 平成 28 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告の通り認定されました。

次に、議案第 47 号 平成 28 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 47 号 平成 28 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 47 号 平成 28 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告の通り認定されました。

次に、議案第 48 号 平成 28 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 48 号 平成 28 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の

認定について採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 48 号 平成 28 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告の通り認定されました。

次に、議案第 49 号 平成 28 年度玉城町病院事業会計決算の認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで討論を終ります。

これから、議案第 49 号 平成 28 年度玉城町病院事業会計決算の認定について、採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 49 号 平成 28 年度玉城町病院事業会計決算の認定について定については、委員長の報告の通り認定されました。

次に、議案第 50 号 平成 28 年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで討論を終ります。

これから、議案第 50 号 平成 28 年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 50 号 平成 28 年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の

認定については、委員長の報告の通り認定されました。

次に、議案第 51 号 平成 28 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 51 号 平成 28 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 51 号 平成 28 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定については、委員長の報告の通り認定されました。

次に、議案第 52 号 平成 28 年度玉城町下水道事業会計決算の認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 52 号 平成 28 年度玉城町下水道事業会計決算の認定について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案認定です。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

よって、議案第 52 号 平成 28 年度玉城町下水道事業会計決算の認定については、委員長の報告の通り認定されました。

次に、日程第 13 議案第 53 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、および、日程第 14 議案第 54 号 玉城町営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正についてを一括議題にします。

ただ今、一括議題となりました各議案につきましては、総務産業常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されています。

これより総務産業常任委員会の委員長の報告を求めます。総務産業常任委員会委員長北川雅紀君。

○総務産業常任委員会委員長（北川 雅紀）議長から 総務産業常任委員会審査の報告を求められましたので、ただ今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

去る9月14日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第53号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、以下2件の審査を、9月15日、午前9時00分から第1委員会室において、町長、副町長及び教育長、並びに関係職員の出席のもと、6名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、各議案につきまして、審査結果の報告をします。

議案第53号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について委員から、「この条例を制定することによって、どのような利点が考えられるのか。」という質問があり、担当課より、「今回、条例に別表2の業務を追加することにより、マイナンバーを利用して、個人の情報を照会、提供することが可能になります。例えば、その方の税情報をマイナンバーから調査できますので、今まで所得証明を持ってきてくださいと言っていたことが省略できるようになります。」との答弁でした。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 玉城町営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について、委員から、「この条例に記載の、『当該事業の工事完了の広告年度の翌年度から起債して8年を経過しない』とは農振農用地のことをいうのか」との問いに、担当課長より、「基本的にそのとおりです」との回答でした。

その他、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、原案のとおり可決されました。

以上、2件、総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果報告とします。

○議長（中瀬 信之）以上で、総務産業常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終ります。

これから、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第 53 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで討論を終ります。

これから、議案第 53 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、これから採決をします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 53 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、委員長の報告の通り可決されました。

次に、議案第 54 号 玉城町営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで討論を終ります。

これから、議案第 54 号 玉城町営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について、これから採決をします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 54 号 玉城町営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正については、委員長の報告の通り可決されました。

○議長(中瀬 信之) 次に、日程第 15 議案第 55 号 平成 29 年度 玉城町一般会計補正予算(第 2 号) ないし、日程第 19 議案第 59 号 平成 29 年度 玉城町後期高齢者医療特別

会計補正予算（第1号）を一括議題にします。

ただ今、一括議題となりました各議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これより予算決算常任委員会の委員長報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 山口和宏君。

○**予算決算常任委員会委員長（山口 和宏）**議長から、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、ただ今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

去る9月14日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第56号 平成29年度玉城町一般会計補正予算（第2号）以下5件の議案審査を、9月15日、平成28年度各会計決算認定審査に引き続き行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、議案につきまして審査結果の報告をします。

まず、議案第55号 平成29年度玉城町一般会計補正予算（第2号）については、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 平成29年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 平成29年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第2号）については、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 平成29年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 平成29年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で原案のとおり可決されました。以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告とします。

○**議長（中瀬 信之）**以上で 予算決算常任委員会の委員長報告は終わりました。

お諮りします。

予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑は省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑を省略します。

これから、議案ごとに討論、採決を行います。

はじめに、議案第 55 号 平成 29 年度 玉城町一般会計補正予算（第 2 号）について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 55 号 平成 29 年度玉城町一般会計補正予算（第 2 号）について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

「挙手全員」です。

したがって、議案第 55 号 平成 29 年度玉城町一般会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号 平成 29 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 56 号 平成 29 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

「挙手全員」です。

したがって、議案第 56 号平成 29 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号 平成 29 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 2 号）について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 57 号 平成 29 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第 2 号) について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 57 号 平成 29 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第 2 号) は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号 平成 29 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 58 号 平成 29 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 58 号 平成 29 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 59 号 平成 29 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 59 号 平成 29 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 59 号 平成 29 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（中瀬 信之）次に、日程第 20「請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願」、ないし、日程第 23 「請願第 4 号 防災対策の充実を求める請願」を一括議題にします。

これから、請願ごとに、討論、採決を行います。

まず、「請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願」について、これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これより、採決します。

「請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願」を採択することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、「請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願」は採択することに、決定しました。

次に、「請願第 2 号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願」について、これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これより、採決します。

「請願第 2 号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願」を採択することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、「請願第 2 号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める

請願」は採択することに、決定しました。

次に、「請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願」について、これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これより、採決します。

「請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願」を採択することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

「挙手多数」です。

したがって、「請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願」は採択することに、決定しました。

次に、「請願第4号 防災対策の充実を求める請願」について、これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これより、採決します。

「請願第4号 防災対策の充実を求める請願」を採択することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、「請願第4号 防災対策の充実を求める請願」は採択することに決定しました。

暫時休憩します。

(9時35分 休憩)

<追加日程第4号-1 意見書を配布する。>

(9時37分 再開)

◎追加日程第4号-1 意見書の提出

○議長(中瀬 信之) 再開します。

ただいま、「義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出につ

いて」ないし、「防災対策の充実を求める意見書の提出について」及び「道路整備に係る補助率の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について」が提出されました。

この際、発議第4号ないし、発議第8号を日程に追加し、議題とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、発議第4号ないし、発議第8号を追加日程第1 ないし、追加日程第5とし、議題とすることに、決定しました。

追加日程第1 発議第4号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について、ないし、追加日程第4 発議第7号 防災対策の充実を求める意見書の提出についてを一括議題とします。

お諮りします。

発議第4号ないし、発議第7号については、趣旨説明、質疑を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

したがって、趣旨説明、質疑を省略することに決定しました。

これから、発議第4号ないし、発議第7号について、意見書ごとに、討論、採決を行います。

まず、「発議第4号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、発議第4号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、発議第4号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、発議第5号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、発議第5号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、発議第5号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、発議第6号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、発議第6号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。

したがって、発議第6号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、発議第7号 防災対策の充実を求める意見書の提出について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、発議第7号 防災対策の充実を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、発議第7号 防災対策の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、発議第8号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出についてを議題にします。

ただちに、提出議員 坪井信義君の趣旨説明を求めます。

10番 坪井信義君

○10番(坪井 信義) ただ今、議案となりました「道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について」趣旨説明を行います。

道路は、地域住民の安全で安心な暮らしの確保や、生産性向上による持続的な経済成長の実現に、必要不可欠な社会基盤であります。

現在、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「道路財特法」という。)の規定により、地域高規格道路事業や交付金事業の補助率等が嵩上げされていますが、この特別措置は、平成29年度までの時限措置となっています。

本町においては、魅力ある地域づくりを通じて地域の人口減少に歯止めをかけるため、地方創生の実現に全力で取り組んでいるところであります。

中でも、道路整備の多くに交付金等を活用しており、交通安全施設設置工事等には、社会資本整備総合交付金が充当され、50%の補助率が55%に嵩上げされています。

この補助率等の嵩上げが廃止されると整備のための財源が不足し、住民ニーズを踏まえた真に必要な道路整備に大きな影響を及ぼすことになります。

よって、国においては、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続するよう強く要望するものです。

議員各位におかれましては、内容を十分にご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中瀬 信之) 以上で、提出議員の趣旨説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

発言を許します。

(「なし」の声あり)

「質疑なし」と認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、発議第8号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、発議第8号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、後日関係方面へ提出しますのでご了承願います。暫時休憩します。

(9時46分 休憩)

<議長席の交代 中瀬議長は11番席へ 坪井副議長が議長席に着く>
<追加日程4号-2を配布する・選挙第1号(議長選挙)を配布する>

(9時47分 再開)

追加日程4号-2 役員選挙

○副議長(坪井 信義)再開します。

議長 中瀬信之君から議長の「辞職願」が提出されています。

お諮りします。

「議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第6として、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、「議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定しました。

追加日程第6「議長辞職の件」を議題とします。

(議長 中瀬信之君 退場)

事務局長に、辞職願 を朗読させます。

事務局長 田畑良和君

○事務局長(田畑 良和)中瀬議長の「辞職願」を朗読します。

平成29年9月21日付けです。

玉城町議会副議長 坪井信義様

玉城町議会議長 中瀬信之

「辞職願」このたび、一身上の都合により、議長を辞職したいので許可されるよう願います。

以上でございます。

○副議長(坪井 信義)お諮りします。

中瀬信之君の「議長の辞職」を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」声あり)

「異議なし」と認めます。
したがって、中瀬信之君の「議長の辞職」を許可することに決定しました。
暫時休憩します。

(中瀬 信之 君 入場)

再開します。

中瀬信之君、議長辞職の挨拶をお願いします。

○11 番 (中瀬 信之) 議長の辞職にあたり、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。今日までの2年間、議長として職務を遂行させていただきました。これは一重に議員の皆様がたのおかげであるというふうに思っております。改めて御礼を申し上げたいと思います。

ありがとうございます。

また、町長はじめ執行部の皆さんにおかれましては、議会といっしょになって、玉城町の発展のために共に進んでまいりました。本当にありがとうございます。お礼を申し上げます。

私達、議員は、議会と町長と二元代表性のもと、日々努力をしてまいります。議会の大きな改革の中に、議員が町民の皆様方と色々な話をする「議会報告会」というものがありますが、この2年間、議長と努めている中で、今年の6月24日に議員全員賛成のもと、「議会報告会 議員と語ろう会」が開催できたことが非常に良かったと私は思っています。町民の皆様方からもこのいい機会をこれからも続けてほしいというような要望が沢山ありました。新しい体制になっても、そのような意見を聴ける、また議会がさまざまな行動をしていることが発信できるような議会というものを、今後、益々発展させていただきたいというふうに思っております。そのような思いをさせていただき、退任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長 (坪井 信義) これから議会の役員選挙を行いますので、執行部の方は、暫時退席をお願いします。

暫時休憩します

(9時52分 休憩)

(参与退席する)

(9時53分 再開)

○副議長 (坪井 信義) 再開します

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第7として、選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第7として選挙を行なうことに決定しました。

追加日程第7 議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定によって、投票にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、選挙は投票で行います。

議場の、出入口を閉めます。

(議場を閉める)

ただいまの出席議員数は、12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に7番 井上容子君、及び、8番 北川雅紀君を指名します。

投票用紙を、配ります。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

(投票用紙の配布)

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

(「なし」の声あり)

「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

「異常なし」と認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長(田畑 良和) それでは、読み上げます。

(点呼)(投票)

2番 山口和宏議員、3番 竹内正毅議員、4番 中西友子議員、5番 前川さおり、6番 小林 豊議員、7番 井上容子議員、8番 北川雅紀議員、9番 北 守議員、11番 中瀬信之議員、12番 風口 尚議員、13番 奥川直人議員、(副議長 坪井信義は議長席で)

○副議長(坪井 信義) 投票漏れは、ありませんか。
(「なし」の声あり)

「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行ないます。

井上容子君、及び、北川雅紀君、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○副議長(坪井 信義) 選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票、これは先程の出席議員数に符合しております。

有効投票 12 票

無効投票 0 票です。

有効投票のうち、

<u>山口 和宏 君</u>	<u>8 票</u>
<u>小林 豊 君</u>	<u>3 票</u>
<u>北川 雅紀 君</u>	<u>1 票</u>

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、山口 和宏 君が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました山口 和宏 君が、議場におられますので、本席から会議規則、第33条第2項の規定による告知をします。

議場の出入口を開きます。

(議場を開ける)

山口和弘君挨拶をお願いします。

(就任の挨拶)

○議長(山口 和宏)(就任の挨拶)

ただ今、開票の結果、沢山のご支持をいただきまして、心より感謝申し上げますとともに、重責という観点から身の引き締まる思いでございます。中瀬議員、後半2年間で町民代表機関として、2年間、議会運営をまい進していきたいと思っておりますので、それには皆様方、議員全員の力が必要であります。それを強くお願いいたしまして挨拶

に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（坪井 信義） それでは議長、議長席にお着き願います。
暫時休憩します。

(10時04分 休憩)

<日程4号—3を配布する。選挙第2号（副議長選挙）を配布する。>

(10時06分 休憩)

○議長（山口 和宏） 再開します。

副議長 坪井信義君から副議長の「辞職願」が提出されています。
お諮りします。

「副議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第8として、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議がなし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、「副議長辞職の件」を日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定しました。

追加日程第8「副議長辞職の件」を議題とします。

(副議長 坪井信義君 退場)

事務局長に、辞職願を朗読させます。

事務局長 田畑良和君

○事務局長（田畑 良和） 坪井副議長の「辞職願」を朗読します。

平成29年9月21日付けです。

玉城町議会議長 様

玉城町議会副議長 坪井 信義

「辞職願」このたび、一身上の都合により、議長を辞職したいので許可されるよう願います。

以上でございます。

○議長（山口 和宏） お諮りします。

坪井信義君の「副議長の辞職」を許可することにご異議ありませんか。

(「異議がなし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、坪井信義君の「副議長の辞職」を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

(坪井信義 君 入場)

○議長（山口 和宏）再開します。

坪井信義 君 副議長辞職の挨拶をお願いします。

坪井信義 君

○副議長（坪井 信義） 辞職にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。丁度2年前、副議長就任の折には、中瀬議長ともどもでございましたが、議会改革に真剣に積極的に取り組みたいと宣言したのを今もはっきりと覚えております。この2年間どれほど成果が上げられたか、それは皆様方の評価によるものですが、自分なりに真摯に取り組んできたつもりです。議会報告会も皆さんの同意を得ながら、まだまだ修正していく必要がございますけど、ともかく第1回目として開会をすることができました。これにつきましては中瀬前議長も先ほどの話で触れられておりましたが、今後とも継続していく必要がございますし、より中身を見直して、住民と一緒に町政が進められるような議会としてやっていきたいなと思いますので、これからの2年間は一議員として、そういった形で積極的に協力をして、また、考え方も意見として述べて行きたいと思えます。どうもありがとうございました。

○議長（山口 和宏） ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第9として、選挙を行いたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議がなし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第9として選挙を行なうことに決定しました。

追加日程第9 副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定によって、投票にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議がなし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、選挙は投票で行います。

議場の、出入口を閉めます。

（議場を閉める）

ただいまの出席議員数は、12名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、9番 北 守君、及び、10番 坪井信義君を指名します。

投票用紙を、配ります。

念のため申し上げますが、投票は、単記無記名です。

(投票用紙の配布)

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

(「なし」の声あり)

「配布漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

「異常なし」と認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長(田畑 良和) それでは、議席純にお呼びいたします。

(点呼)(投票)

3番 竹内正毅議員、4番 中西友子議員、5番 前川さおり、6番 小林 豊議員、7番 井上容子議員、8番 北川雅紀議員、9番 北 守議員、10番 坪井信義、11番 中瀬信之議員、12番 風口 尚議員、13番 奥川直人議員、(山口和宏議員は議長席で)

○議長(山口 和宏) 投票漏れは、ありませんか。

(「なし」の声あり)

「投票漏れなし」と認めます。

投票を終わります。

開票を行いません。

9番 北 守君、及び、10番 坪井信義君、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長(山口 和宏) 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、これは先程の出席議員数に符合しております。

有効投票11票

無効投票1票です。

有効投票のうち 北 守 君 9 票

奥川 直人 君 2 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、北 守 君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました北 守 君 が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をします。

議場の出入口を開きます。

(議場の出入口を開ける)

北 守 君挨拶をお願いします。

○副議長(北 守)(就任の挨拶)

ただ今、皆様から、ご指示をいただきまして、副議長という重職を担うことをさせていただくことになりました。

これからは、山口議長とともに内助の功、それからさらには執行部として、全員野球で是非望んでいきたいと思っておりますので、山口議長を盛り立てて、今後させていただきたいと思っております。是非よろしく申し上げます。挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(山口 和宏) 暫時、休憩します。

(10時24分 休憩)

<第1委員会室にて 議会運営についての協議会を開催>

(12時17分 再開)

○議長(山口 和宏) 再開します。休憩前に引き続き本会議を続けます。

この際、本町議会常任委員会委員の選任を日程に追加し、日程第10として、議題にしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、「常任委員会委員の選任」を日程に追加し、追加日程第10として議題とすることに決定しました。

追加日程第10、常任委員会委員の選任を議題とします。

ただいまから、常任委員会委員の選任を行ないます。

事務局長から常任委員会委員を報告させます。

事務局長 田畑良和君

○事務局長(田畑 良和) 常任委員会委員を報告します。

総務常任委員会 中村長男委員、坪井信義委員、山口和宏委員、風口 尚委員、竹内正毅委員、北川雅紀委員、奥川直人委員。

次に、教育民生常任委員会 前川さおり委員、井上容子委員、中西友子委員、北 守

委員、中瀬信之委員、小林 豊委員。

予算決算常任委員会は議長を除く 12 名でございます。

○議長（山口 和宏）お諮りします。

ただ今、事務局長報告のとおり常任委員会委員を選任することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、事務局長報告のとおり決定しました。

○議長（山口 和宏）お諮りします。

この際 議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第 11 として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、「議会運営委員会委員の選任」を日程に追加し、追加日程 11 として議題とすることに決定しました。

追加日程 11、「議会運営委員会委員の選任」を議題とします。

ただ今から、議会運営委員会委員の選任を行ないます。

事務局長から委員会委員を報告させます。

事務局長 田畑良和君

○事務局長 田畑 良和）議会運営委員会委員を報告します。

奥川直人委員、風口 尚委員、竹内正毅委員、中西友子委員、井上容子委員、前川さおり委員 です。

○議長（山口 和宏）お諮りします。

ただいま、事務局長報告のとおり議会運営委員会委員を選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、事務局長報告のとおり選任することに決定しました。

次に、伊勢広域環境組合議会議員の選挙を日程に追加し、日程第 12 として、議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、「伊勢広域環境組合議会議員の選挙」を日程に追加し、追加日程第 12 として議題とすることに決定しました。

追加日程第 12、「伊勢広域環境組合議会の議員選挙」を行います。
お諮りします。

選挙の方法につきましては地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議がなし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

伊勢広域環境組合議会議員に 井上 容子君、前川さおり君 の 2 名を指名します。
お諮りします。

ただいま、議長が指名しました井上 容子君、前川さおり君 を伊勢広域環境組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、ただ今指名しました、井上 容子 君、前川さおり君 が、伊勢広域環境組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました、井上 容子 君、前川さおり君 が、議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定による告知をします。

○議長 (山口 和宏) お諮りします。

次に、わたらい老人福祉施設組合議会議員の選挙を日程に追加し、日程第 13 として、議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議がなし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、「わたらい老人福祉施設組合議会議員の選挙」を日程に追加し、追加日程第 13 として議題とすることに決定しました。

追加日程第 13、「わたらい老人福祉施設組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選に

したいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

(「異議なし」の声あり)

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議がなし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

わたらい老人福祉施設組合議会議員に、竹内 正毅君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました、竹内 正毅君をわたらい老人福祉施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました、竹内 正毅君が、わたらい老人福祉施設組合議会議員に当選されました。

ただ今当選されました、竹内 正毅君が、議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をします。

暫時休憩 します。

< 坪井信義議員 退席 選任議案配布 >

○議長(山口 和宏)再開します。

次に、町長から 議案第60号 監査委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第14として、議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第60号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程第14として議題とすることに決定しました。

追加日程第14 議案第60号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一）議案第 60 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

玉城町監査委員 北 守氏より辞任届が提出され、これを受理致しましたので、新たに坪井信義氏を監査委員に選任いただきたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、北 守氏につきましては、2年間に渡り適切な監査とご指導を賜りましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。どうぞよろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏）提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本案については質疑、討論を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、質疑、討論は省略することに決定しました。

これから、議案第 60 号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

「起立全員」です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

< 新監査委員 坪井 信義議員 入場 >

○議長（山口 和宏）再開します。

監査委員 坪井 信義君、挨拶をお願いします。

坪井信義君

○監査委員（坪井 信義）ただ今、監査委員の選任同意につき、全員の同意いただきまして厚く御礼を申し上げます。もとよりご承知だと思いますが、私もまだ、この役所を辞めてから丁度 7 年です。1 年おいて議会のほうにお世話になっておりますけど、それらの経験という、参与席に座っておられる方々、ちょっといやな思いをされる方もいるかも知れませんが、そこは町政運営のための適正な執行ということで一時期は厳し

い目で、また、優しい目もありながら、監査をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。参与の方々についてもよろしくご協力のほどお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏）監査委員 坪井信義君の挨拶は、終わりました。

お諮りします。

次に、「議員の議席の指定変更」を日程に追加し、追加日程第 15 として、指定変更を行いたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、「議員の議席の指定変更」を日程に追加し、追加日程第 15 として、議題とすることに決定しました。

追加日程第 15 議員の議席の指定変更を議題にします。

事務局長より議席を報告させます。

事務局長 田畑良和 君

○事務局長（田畑 良和）議席の報告をします。番号順に申し上げます。

1 番 前川さおり議員、2 番 井上容子議員、3 番 中村長男議員、4 番 竹内正毅議員、5 番 中西友子議員、6 番 北 守副議長、7 番 坪井信義議員、8 番 北川雅紀議員、9 番 中瀬信之議員、10 番 奥川直人議員、11 番 山口和宏議長、12 番 風口 尚議員、13 番 小林 豊議員、以上です。

○議長（山口 和宏）お諮りします。

だいま、事務局長報告のとおり議席の指定変更をすることに、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま事務局長報告のとおり議席の指定変更をすることに決定しました。暫時休憩します。

< 議案書配布 >

○議長（山口 和宏）再開します。

次に、追加日程第 16 発議第 9 号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題にします。

議会運営委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第 75 条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで、今期定例会に付議されました案件の審査は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成29年第5回玉城町議会定例会を閉会します。

閉会にあたり、町長、挨拶を願います。

町長 辻村修一君

○町長(辻村 修一) 閉会にあたり挨拶をさせていただきます。今期定例会提案のすべての議案につきまして原案承認をいただきましたことを厚くお礼を申し上げます。また、会期中に賜りました貴重なご意見、今後の町政推進に活かさせていただきたいと考えとる次第でございます。

ただ今、最終日程として、新しい議会構成を選定いただいたわけでございます。引き続き玉城町政発展のためにご指導ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、お礼の挨拶とさせていただきます。

○議長(山口 和宏) 一言ご挨拶をさせていただきます。第5回定例会無事終了させていただきましたことは、みなさま議員各位におかれましても、ご協力いただきまして、また、執行側の方々の協力もいただき無事終了させていただきました。新しく私、議長を仰せつかりまして、今後2年間、玉城町議会、町民の代表機関する機関であるように、皆さんとともにまい進していきたいと思っておりますので、どうか2年間ご協力のほうよろしく願いして、挨拶とさせていただきます。どうもご苦労様でした。

(12時36分 散会)